

(保 221)  
令和元年 1 2 月 2 7 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松 本 吉 郎  
(公 印 省 略)

令和元年台風第 1 9 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて  
(令和元年 1 2 月診療分以降)

令和元年台風第 1 9 号による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いにつきまして、添付資料のとおり厚生労働省保険局医療課より通知されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

令和元年 1 2 月診療分以降に係る診療報酬等の請求につきましては、被災地における保険医療機関等の状況に鑑み、原則として概算による請求の取扱いは行わないものとされており、1 1 月診療分に引き続き、通常の方法による請求が難しい保険医療機関については、審査支払機関に相談することとなります。

通常の方法による請求を行う場合の取扱いにつきまして、令和元年 1 2 月診療分（令和 2 年 1 月提出分）に係る診療報酬請求書等の提出期限については、通常どおり令和 2 年 1 月 1 0 日となります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・令和元年台風第 19 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（12 月診療分以降）  
（令元. 12. 26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡  
令和元年12月26日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第19号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(12月診療分以降)

令和元年台風第19号による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体へ周知徹底を図るようよろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 令和元年12月診療分以降に係る診療報酬等の請求について、被災地における保険医療機関等の状況に鑑み、原則として概算による請求の取扱いは行わないものとする。なお、11月診療分に引き続き、通常の方法による請求が難しい保険医療機関については、審査支払機関に相談すること。
- 2 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて、令和元年12月診療分(令和2年1月提出分)に係る診療報酬請求書等の提出期限については、通常どおり令和2年1月10日とすること。